

## 新地町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ることを目的として、生ごみ処理容器の購入に必要な費用の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、新地町補助金等交付規則（昭和50年新地町規則第5号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理容器とは、微生物の働きにより生ごみを分解してたい肥化することを目的に製造された器具をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 生ごみ処理容器を良好な状態で維持管理できる者
- (4) たい肥等を適正に処理することができる者
- (5) 新地町暴力団排除条例（平成24年新地町条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有しない者

### (補助金の交付額)

第4条 補助金は、生ごみ処理容器の購入価格の2分の1とし、1基につき5,000円を限度とする。

- 2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の対象は、1世帯につき5年間に2基までとする。

### (補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理容器を購入した日の属する年度の3月31日までに、新地町生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した生ごみ処理容器の領収書
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 振込口座の通帳の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、領収書原本の返還を求められたときは、原本に受付印を押印し、その写しを町が保管し、原本を申請者に返還するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、書類の審査を行い、補助金の交付の可否及び補助金額を決定し、新地町生ごみ処理容器購入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付条件その他法令またはこの要項に違反したとき
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定された補助金に相当する金額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

新地町長 あて

新地町生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書兼請求書

生ごみ処理容器の購入について、補助金の交付を受けたいので、新地町生ごみ処理容器補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請し、請求します。

記

申込者情報	ふりがな			
	氏 名	印	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	〒           —		
	電話番号	—                   —		

補助金交付申請（請求）額 \_\_\_\_\_円

補助金に関する情報	製品購入費				円
	メーカー名				
	振込指定口座 ※申込者本人の口座に限ります。				
	ふりがな				
	口座名義人				
	金融機関名			支店名	
	口座番号				
		口座種別	普通・当座		

## 誓約事項（□に✓を入れてください）

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 町に納付すべき町税等を滞納していないこと
- 虚偽が判明した場合は、交付決定の取消しや給付金の返還等に応じること
- 新地町暴力団排除条例（平成24年新地町条例第23号）第2条1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと
- 町から報告・立入検査等に求めがあった場合は、これに応じること

## 添付書類

- （1）購入に要する費用が分かる書類
- （2）本人確認できる書類
- （3）振込口座が確認できる書類
- （4）その他必要な書類

年 月 日

様

新地町長 印

新地町生ごみ処理容器購入費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請・請求のあった新地町生ごみ処理容器購入費補助金について、新地町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円